

災害事例
と
その対策
No.18

フォークリフトに轢かれる

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 76名
3. 被災者 トラック運転者 男性44歳 経験20年
4. 傷病名 脳挫滅 頭蓋骨粉碎骨折
5. 災害発生状況
 - (1) K運輸(株)T支店は、N製紙Y工場から、輸出用新聞巻取紙（重量430kg、直径1m、高さ79cm）をT港の埠頭倉庫へ運搬する仕事を受注した。
 - (2) 積み込み作業はN製紙の工場構内で行うもので、被災者は10t積みトラックを運転して作業現場に到着した。
 - (3) 作業は、新聞紙倉庫に格納してある巻取紙をフォークリフトで搬出し、倉庫の前に駐車しているトラックに積み込むもので、フォークリフトによる作業は荷役会社の従業員が行っていた。
 - (4) 使用したフォークリフトは、カウンターバランスフォークリフト3.5tである。フォークリフトには、回転クランプが装着しており、巻取紙を2段重ねにして2本ずつ運搬していた。
 - (5) 被災者は当初、トラックの荷台上に居たが、荷台の左側に3列（6本）を積んだところで地上に降り、荷台の左側、運転席に近い方のアオリを上げていたところまでは目撃されているが、以後の行動は不明である。
 - (6) フォークリフトの運転者は、4列目に積む巻取紙を倉庫から取り出しトラックへ向かっている途中、トラック運転席の左側前方を左折しようとした時、ヘルメットが落ちるような音がしたので停止したところ、フォークリフトの右側前部のタイヤハウス内に頭部を挟まれている被災者を発見した。即死状態であった。
6. 災害発生原因
 - (1) 巻取紙を2段重ねにした場合、巻取紙だけでも1.58mの高さになり、前方の視界は著しく不良となるのに、フォークリフトは前方向に走行したこと。
 - (2) 誘導者の配置、標識の設置等走行経路への立ち入りを防止するための措置が講じられていなかったこと。
 - (3) トラック運転者が走行経路上に立ち入ったこと。
7. 災害防止対策
 - (1) 前方の視界が不良の時は、後進で走行するか又は、誘導者による誘導を行うこと。
 - (2) 走行経路を明示し、経路内に立ち入ることを防止すること。
 - (3) トラックへの積み込みが終了するまでの間は、トラック運転者を運転席に着席させておく等、安全な場所に配置すること。
 - (4) 所属会社が違う労働者が同一場所で作業する場合は、作業手順を明確にし、作業指揮者を定めて十分な打合せを行うこと。

(関係法令)

=労働安全衛生法=

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

=労働安全衛生規則=

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

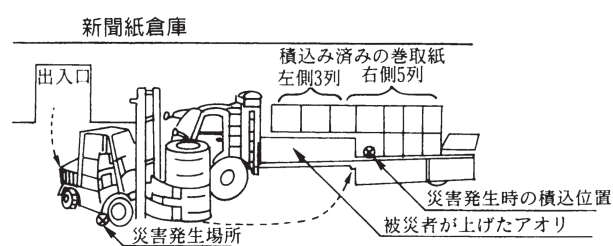
- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

- ・ 第151条の7（接触の防止）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、その荷に接触することにより労働者に危険が生じる恐れのある個所に労働者を立ち入らせてはならない。

災害発生状況図 その1



災害発生状況図 その2

